

**鳥取県告示第86号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成22年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般県道	秋里吉方線	鳥取市江津字大正260-3地先から同市天神町16地先まで	平成22年4月1日
		鳥取市秋里字東皆竹704-2地先から同市秋里1070地先まで	